

全国

ぜんこく  
しぎかいじゅんぼう

平成29年  
(2017年) 7月5日  
毎月3回5の日に発行

第2017号

発行 全国市議会議長会

〒102-0093  
東京都千代田区平河町2-4-2  
代表 TEL 03(3262)5234  
旬報 TEL 03(3262)2309  
発行人 井原 好英

http://www.si-gichokai.jp

# 市議会旬報

## 国と地方の協議の場が開催

### 骨太の方針、地方創生・地方分権改革について意見交換

国と地方の協議の場（平成29年度第1回）が5月31日、首相官邸で開かれ、山田一仁本会会長（札幌市議会議長）ら地方六団体の各代表が出席した。

会議冒頭、安倍晋三・内閣総理大臣から「地方に関わる重要な政策課題について、この場を活用し、意見を聞きながら進めることが大切である。成長と分配の好循環を加速させるため、骨太の方針の策定に取り組んでいる。地方創生については、地方公共団体の



協議の場の模様

意欲的な取り組みに対して、情報面、人材面、財政面から引き続き積極的に支援する。地方分権改革についても、引き続き地方の発意による分権改革を着実に推進する。地方の率直な意見を受け、政策に反映させたい」などの挨拶があった。続いて、地方六団体を代表し、山田啓二・全国知事会会長（京都府知事）から「今まで地域が人を育て、日本

の発展に貢献してきた自負がある。地域が国と両輪になり、どれだけ頑張れるか。地方の努力、工夫が活きる体制をとり、温かく見守り、さらに効果的に支える地方創生、地方財政をお願いする」などの挨拶があった。

協議事項は①「骨太の方針」の策定等②地方創生及び地方分権改革の推進について。①について、越智隆雄・内閣府副大臣の説明の後、意見交換を行い、地方六団体の各代表、高市早苗・総務大臣、越智内閣府副大臣がそれぞれ発言。山田本会会長からは、

地方税財政、少子化対策について要望した（発言要旨は下掲）。  
②について、山本幸三・内閣府特命担当大臣（地方創生）の説明の後、意見交換を行い、地方六団体の各代表、麻生太郎・副総理・財務大臣がそれぞれ発言。山田本会会長からは、地方創生推進交付金について要望した（発言要旨は下掲）。

#### ※山田本会会長発言要旨

①「骨太の方針」の策定等  
地方交付税の総額確保、財源不足の補填については法定率の引き上げを含めた抜本的見直しをお願いする。

税制改正については、地方税の拡充に努めるとともに、特に、償却資産に係る固定資産税、ゴルフ場の利用税の現行制度の堅持をお願いする。また、自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討に当たっては、地方財政に影響を与えないよう安定的な財源確保をお願いする。

少子化対策については、地方単独事業として子どもの医療費助成を実施している市町村に対する国保の国庫負担減額調整措置について一部改善が図られたが、極めて不合理な措置であるので、直ちに廃止されたい。また、子どもの医療費に係る全国一律の国の制度の創設をお願いする。

②地方創生及び地方分権改革の推進  
地方創生推進交付金について

「地方自治法等の一部を改正する法律」が、6月2日に参議院本会議で可決、成立し、9日に公布された。

同法は、第31次地方制度調査会答申（抜粋を本紙1970号7/6面に掲載）にのっとり、決算不認定の場合における長から議会への報告など所要の規定の整備を行うもの（本紙2008号3面に閣議決定時の記事を掲載）。  
本会ホームページの「新着記事」―「お知らせ」のページに改正法、概要、公布通知などを掲載している。

#### 7月5日現在の市区数

指定都市	20市
中核市	48市
施行時特例市	36市
一般市	687市
特別区	23区
計	814

#### 改正自治法が成立、公布

「地方自治法等の一部を改正する法律」が、6月2日に参議院本会議で可決、成立し、9日に公布された。

同法は、第31次地方制度調査会答申（抜粋を本紙1970号7/6面に掲載）にのっとり、決算不認定の場合における長から議会への報告など所要の規定の整備を行うもの（本紙2008号3面に閣議決定時の記事を掲載）。  
本会ホームページの「新着記事」―「お知らせ」のページに改正法、概要、公布通知などを掲載している。

### 研究フォーラムを開催 2面に案内

www.cas.go.jp/jp/se  
isaku/kyouginoba/)に  
掲載されている。後日、国会  
報告と議事録も掲載される。

地方創生のセカンドステージへ向けて(ポイント)

1. 東京一極集中の是正
  - 地方大学の振興等
    - ・地方大学の振興及び運営基盤の充実等、大学の東京一極集中の是正
    - ・立法措置による東京一極集中の是正の実現
  - 政府関係機関の地方移転
    - ・政府関係機関の地方移転について基本方針等に沿った着実な実施
  - 地域経済対策の推進
    - ・地方への企業移転促進や新分野の企業支援強化、農林水産業や農山漁村の再生
    - ・働き方改革の実現による雇用の創出や雇用環境の改善、女性の活躍推進
2. 地方創生回廊の早期完備と強靱な国土づくり
  - 公共インフラの地域間格差是正及びそのための「地方創生回廊」の早期完備
  - 多軸型国土の形成による強靱な国土づくり
  - 所有者不明土地対策の推進
3. 地域の将来を支えるひとづくり等
  - 少子化対策の抜本強化等
    - ・子育てに係る経済的負担の大胆な軽減(国保の国庫負担減額調整措置の廃止、子どもの医療費に関わる全国一律の国の制度創設等)
    - ・待機児童解消対策の推進(保育士の処遇改善等による人材の確保、受皿拡大等)
    - ・子どもの貧困対策等の抜本強化(地域子供の未来応援交付金の恒久化、給付型奨学金の拡充等)
  - 医療・介護サービス基盤の整備
    - ・地域医療の確保(地域の医師確保の仕組みの構築、地域包括ケアシステムの構築)
    - ・介護基盤の確保(調整交付金の調整機能維持、介護職員の処遇改善、外国人介護人材確保)
  - 地域資源の国内外への発信
    - ・東京五輪等に向けた地方の取組、訪日外国人旅行者に対する取組の支援
    - ・地方が積極的に観光施策を実施するために必要な新たな税財源の確保
4. 地方創生に必要な財源の確保
  - まち・ひと・しごと創生事業費の拡充・継続
  - 地方創生推進交付金等の継続実施及び弾力的な運用

平成30年度の地方税財政について(ポイント)

1. 地方の安定的な財政運営の確保
  - 地方がきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保
  - トップランナー方式をはじめ地方の行財政改革により生み出された財源は、地方の改革意欲が損なわれないよう、確実に地方に還元
2. 国民の生活を守る社会保障の基盤づくり
  - 国民健康保険制度改革に当たって確約した財政支援の確実な実施と普通調整交付金の調整機能の維持
  - 子どもの教育に対する助成・少子化対策に資する新たな税制の検討など、少子化対策の抜本強化
  - 待機児童解消に向けた新たな取組などに必要な地方財源を確保
  - 介護保険制度について、低所得者保険料軽減強化の1,400億円確保と調整交付金の調整機能の維持
3. 国民の命を守る防災・減災対策の推進
  - 国民の生命・財産を守る社会資本整備に十分な予算確保
  - 緊急防災・減災事業債など、国土強靱化等を加速する財源の確保
4. 地方税源の確保
  - 配偶者控除等の見直しによる個人住民税減収額的全額国費補填
  - 森林環境税(仮称)は地方の意見を十分踏まえ制度設計
  - 償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持
  - ゴルフ場利用税の現行制度の堅持
5. アベノミクスを成功に導く地域経済対策の推進
  - 地域経済対策等に係る歳出特別枠の実質的な堅持
  - 地方拠点強化税制の更なる拡充

第12回研究フォーラムを開催

テーマは「議会改革―議会基本条例10年―」

本会は第12回研究フォーラムを11月15日(水)・16日(木)の2日間、兵庫県姫路市の姫路市文化センターで開催します。

テーマは「議会改革―議会基本条例10年―」。

1日目は、中邨章・明治大学名誉教授から

「議会改革の実績と議会力の上昇―政策創造の立法部を考える―」と題する基調講演を聴取。その後、パネルディスカッションでは、人羅格・毎日新聞論説副委員長をコーディネーター、新川達郎・同志社大学大学院総合政策科学研究科・政策学部教授、大山礼子・駒澤大学法学部教授、金子利之・東京大学大学院法学政治学研究科教授、川西忠信姫路市議会議長の4名をパネリストとして議論を行います。

2日目の課題討議では、新川教授をコーディネーターと

開催案内を6/27に送付

して、事例報告者(3市を予定)からの報告と討議などを行います。

開催案内については、6月27日付けで全市へ送付しており、本会ホームページのトップページ右上バナーの「全国市議会議長会研究フォーラム」に申込書と併せて、掲載しています。

【参加申込期間】

議長を含めた全ての対象者  
 7月10日(月) 9時30分  
 7月21日(金) 17時30分

※申込者が定員を超えた場合、抽選(議長は、申込時に「優先参加」を選択した場合、優先参加・抽選対象外)

第12回 National Association of Chairpersons of City Councils  
**全国市議会議長会研究フォーラム** in 姫路

日時 平成29年 11月15日(水) 13:00~18:00  
 16日(木) 9:00~18:30

場所 姫路市文化センター  
 〒670-8544 姫路市西延4-226-1

定員 2,100名 参加費 2,100円(会費) 7,000円

主催 全国市議会議長会 後援 総務省(予定) 共催 第12回全国市議会議長会研究フォーラム実行委員会

# 骨太の方針 成長戦略 規制改革実施計画 等を閣議決定

政府は6月9日、臨時閣議

で「経済財政運営と改革の基  
本方針2017」人材への投  
資を通じた生産性向上「骨  
太の方針」、「未来投資戦略2  
017」Society5・  
0の実現に向けた改革「成長  
戦略」、「規制改革実施計  
画」、「まち・ひと・しごと  
創生基本方針2017」を決  
定した。今号では、骨太の方  
針・成長戦略・規制改革実施  
計画を掲載する。「まち・ひ  
と・しごと創生基本方針20  
17」は、次号に掲載する。

## 経済財政運営と改革の 基本方針2017 「人材への投資を通じた生産性向上」

骨太の方針では、働き方改  
革による成長と分配の好循環  
の実現、人材への投資による  
生産性の向上、地方創生など  
に取り組みとしている。

成長と分配の好循環の拡大  
と中期の発展に向けた重点  
課題に①働き方改革②人材投  
資・教育③Society5  
・0の実現を目指した取り組  
み④地方創生などを挙げて

いる。

①では、▽同一労働同一賃  
金など非正規雇用の処遇改善  
▽長時間労働の是正▽柔軟な  
働き方がしやすい環境整備▽  
病気の治療、子育て・介護な  
どと仕事の両立、障害者就労  
の推進▽外国人材の受入れ  
などの取り組みを進めるとし  
ている。

②では、▽人材投資の抜本  
強化▽教育の質の向上など  
の取り組みを進めるとし、幼  
児教育・保育の早期無償化や  
待機児童の解消に向け、安定  
的な財源確保の進め方を検討  
し、29年内に結論を得、高等  
教育を含め、社会全体で人材  
投資を抜本強化するための改  
革の在り方についても検討を  
進めるとしている。

③は、「未来投資戦略20  
17」Society5・0  
の実現に向けた改革「(下  
掲)を参照。

④は、「まち・ひと・しご  
と創生基本方針2017」(次  
号(2018号)掲載)を参照。  
経済・財政一体改革の進捗

・推進では、①社会保障②社  
会資本整備③地方行財政一  
など主要分野ごとの取り組みを  
挙げている。

①では、平成30年度は診療  
報酬・介護報酬等の同時改定  
・各種計画の実施、国民健康  
保険の財政運営の都道府県単  
位化の施行、介護保険制度改  
正の施行など重要な施策の節  
目の年であることから、改革  
の有機的な連携を図るよう施  
策を実施するとしている。

②では、都市・まちの生産  
性向上を実現するため、イン  
フラや土地などのストックを  
面で再生する仕組みを強化す  
る。例えば、所有者を特定す  
ることが困難な土地や十分に  
活用されていない土地、空き  
家等の有効活用などについて  
取り組みとしている。

③では、「経済・財政再生  
計画」(本紙1946号5面  
「骨太の方針、成長戦略を決  
定」を参照)の下、国・地方を  
通じた経済再生・財政健全化  
に取り組みと同時に、地方行  
政サービスの地域差の「見え  
る化」などを通じた行財政改  
革を推進するとし、地方公共  
団体の基金について、総務省  
は、財政状況の調査の一環と

して、その増加の背景・要因  
を把握・分析するとしている。  
当面の経済財政運営と30年  
度予算編成に向けた考え方で  
は、基礎的財政収支を32年度  
までに黒字化し、債務残高対  
GDP比を安定的に引き下げ  
るために、「経済再生なくして  
財政健全化なし」との方針  
の下、▽デフレ脱却・経済再  
生▽歳出改革▽歳入改革の一  
3つの改革を確実に進めてい  
く必要があるとしている。

なお、骨太の方針は、内閣  
府ホームページ(<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2017/decision0609.html>)に掲載されている。

## 未来投資戦略2017 Society5・0の 実現に向けた改革

成長戦略では、基本的考え  
方において、長期停滞を打破  
し、中長期的な成長を実現し  
ていく鍵は、第4次産業革命  
(IoT、ビッグデータ、A  
Iなど)のイノベーションを、  
あらゆる産業や社会生活に取  
り入れ、さまざまな社会課題  
を解決する「Society  
5・0」(狩猟社会、農耕社  
会、工業社会、情報社会に続

く、人類史上5番目の新しい  
社会)の実現にあるとし、多  
くの取り組みを行うとしてい  
る。

このうち、地方公共団体に  
大きく関わる①公共データの  
オープン化②公共施設等運営  
権方式について紹介する。

①について、2020年ま  
でを「集中取組期間」とし、  
地方公共団体職員が技術を習  
得できる試験環境の整備、テ  
ータを保有する地方公共団体  
と活用する民間企業等との調  
整・仲介機能の創設を平成29  
年度中に行うとしている。

②について、▽重点分野と  
して、クルーズ船向け旅客タ  
ーミナル施設、MICB施設  
を新たに設定する▽指定管理  
者でない運営権者が、特定の  
第三者に対し、使用許可がで  
きるよう、次期通常国会で法  
制上の措置を講ずる▽上下水  
道分野で、方式を導入する事  
業に係る地方債を繰上償還す  
る際の特例的な支援について、  
次期通常国会で法制上の措置  
を講ずる▽水道事業で、先行  
案件などに限り、交付金・補  
助金措置等で地方公共団体の  
負担感をなくす仕組みを28年  
度補正予算の執行状況なども

勘案し検討する一としている。  
なお、成長戦略は、首相官  
邸ホームページ(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/>)に  
掲載されている。

## 規制改革実施計画

規制改革実施計画では、国  
内外の情勢変化のスピードが  
一層増す中で、豊かで活力あ  
る国であり続けるため、不断  
の規制改革により、時代に適  
合した規制の在り方を模索、  
実現しなければならないとし  
ている。

改革の重点分野には、行政  
手続コストの削減、医療・介  
護・保育などを挙げている。  
重点事項では、事業者目線  
での規制改革、行政手続の簡  
素化・IT化の一体的な推進  
による行政手続コストの削減、  
介護保険内・外サービスの柔  
軟な組み合わせの実現などに  
ついて取り組みとしている。

なお、規制改革実施計画は、  
内閣府ホームページ([http://www8.cao.go.jp/ki-sei-kaikaku/suishin/publication/p\\_index.html](http://www8.cao.go.jp/ki-sei-kaikaku/suishin/publication/p_index.html))に掲載されている。

団体補償制度パンフレット表紙

議員の皆さまのための福利厚生制度

# 全国市議会議員 団体の補償制度

ケガの保険

保険期間 平成29年8月1日 午後4時から1年間

**保険料 40%割引!**  
(※団体割引20%、過去の損害率による割引25%)

【傷害保険にご加入の皆さまへ】  
 平成29年1月1日以後に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の補償内容等の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、本パンフレットを必ずご確認ください。

全国市議会議長会 全国市議会議員互助会 (保険契約者)  
 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-2 電話 03-3262-5233

全国市議会議員互助会は、全国の市議会議員の相互の交流親睦を深め、相互扶助を行うことを目的に、現在、任意加入の保険として、傷害総合保険の「全国市議会議員団体補償制度」と疾病やけがによる入院・手術を補償する「全国市議会議員医療保険制度」の事業を行っております。

今回は、来る平成29年8月1日から保険期間を更新する「全国市議会議員団体補償制度」についてご案内いたします。

## 案内 全国市議会議員 団体の補償制度

全国市議会議員互助会

本制度は、日常生活におけるけがの補償と賠償の補償がセットになっております。

けがの補償は、日本国内・海外問わず、通勤路上、公務中、家庭内、職場内、旅行中など、日常生活におけるあらゆるけがの補償をいたします。地震や津波などの天災事故も補償しております。

賠償の補償は、本人だけでなく、配偶者や同居の親族などが日常生活において、他人

をけがさせたり、他人の財物を壊したりしたことにより、法律上の賠償責任が発生した場合に、補償をいたします。

本制度は、議員の皆様がの福利厚生制度であり、一般の保険に加入するよりも有利な保険料・補償範囲となっております。

市議会議員の皆様であれば、どなたでも加入できます。加入に際して、医師の審査は不要で、特段の申し出がない限り、翌年度以降も自動更新いたします。

保険期間は、毎年8月1日から1年間で、中途加入も随時受け付けております。29年

8月1日から1年間の保険料は、年齢に関係なく本人型は月額3500円、夫婦型は月額5700円となっております。

夫婦型は、議員の方の加入とともに、配偶者も補償されます。本制度に継続して加入されている方は、8月1日補償開始時(契約更新時)のみ本人型から夫婦型に、または夫婦型から本人型に変更できます。

また、議員を退職される方で、保険契約の継続を希望される場合は、引き続き加入することができま。

詳しくは、パンフレット(29年6月20日付)にて各市議会事務局に送付)をご覧ください。資料請求は無料です。全国市議会議長会・全国市議会議員互助会までお気軽にご連絡ください(☎03-3262-1523)。

全国市議会議員団体補償制度の概要

補償の対象となる場合 (例えば次の場合、補償の対象となります。)

ケガ

議員活動中の事故      車で移動中の事故      自宅で誤って転倒

地震によるケガ      スポーツ中の事故      電車のホームでの事故

個人賠償責任 (※1)  
 以下のような事故により、法律上の賠償責任が発生した場合に対象となります。

お店の商品を誤って壊した      自転車で他人にケガを負わせた      同居の子供や孫が他人のものを破損させた (※2)

(※1) 職務遂行や自動車に起因するものなどは対象外となります。  
 (※2) 本人またはその配偶者と同居していることが保険の対象の要件となります。

制度の特長

- ポイント 配偶者も保険の対象になる夫婦型もあります!**  
(※) 団体割引20%、過去の損害率による割引25%
- 特長1 議員退職者の継続加入も可能!!
- 特長2 公務中のケガだけでなく日常生活のケガまで、24時間の安心補償!
- 特長3 保険料3,500円/月で最大死亡・後遺障害保険金額3,000万円の大きな補償!
- 特長4 ケガによる入院も15,000円/日の定額補償!
- 特長5 個人賠償責任も1億円まで補償!(家族も対象)
- 特長6 加入手続きが簡単!(医師の診査不要)
- 特長7 中途加入も随時受付!